

東京都市計画防災街区整備事業の決定（目黒区決定）

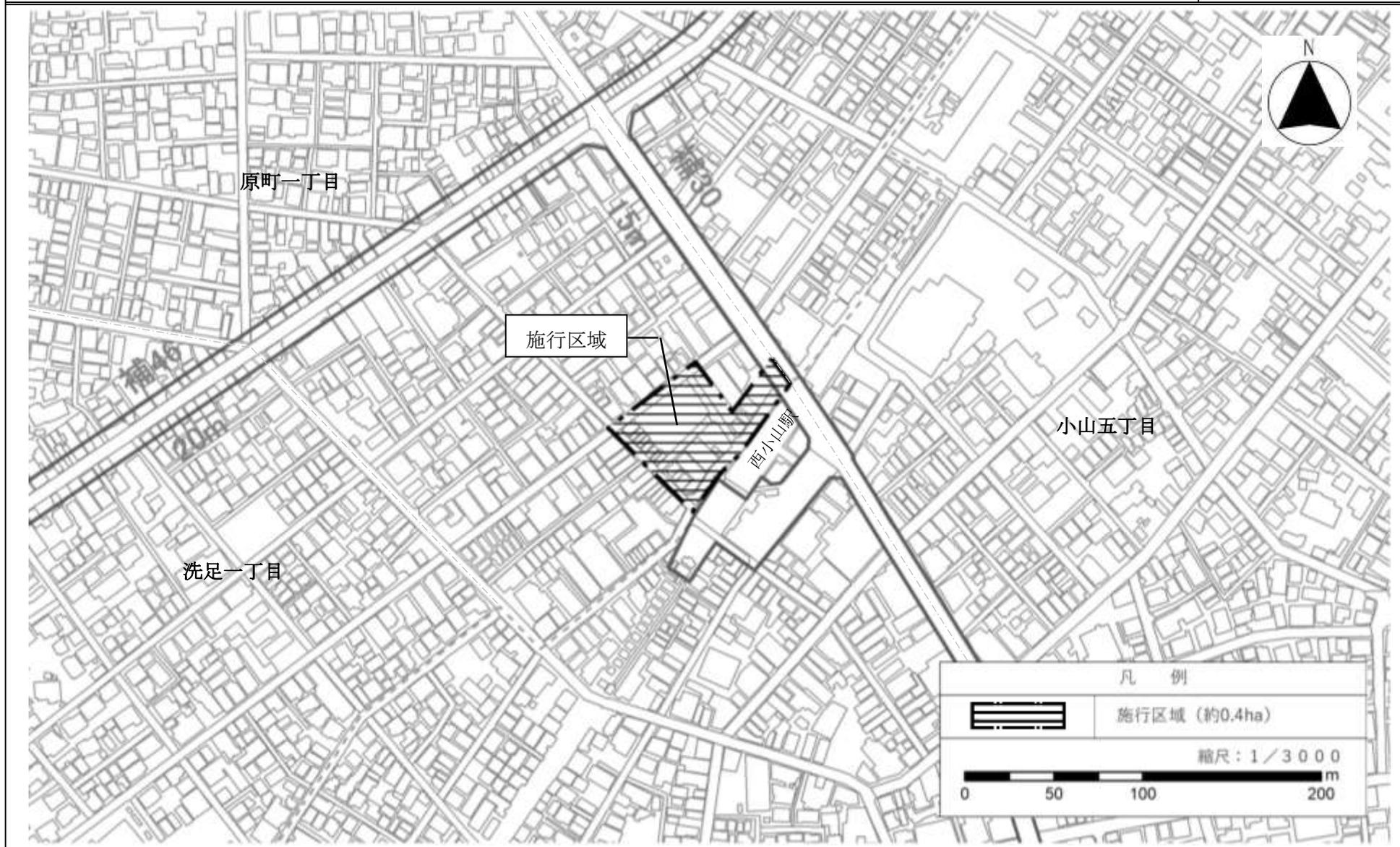
令和元年10月25日 決定

都市計画原町一丁目7・8番地区防災街区整備事業を次のように決定する。

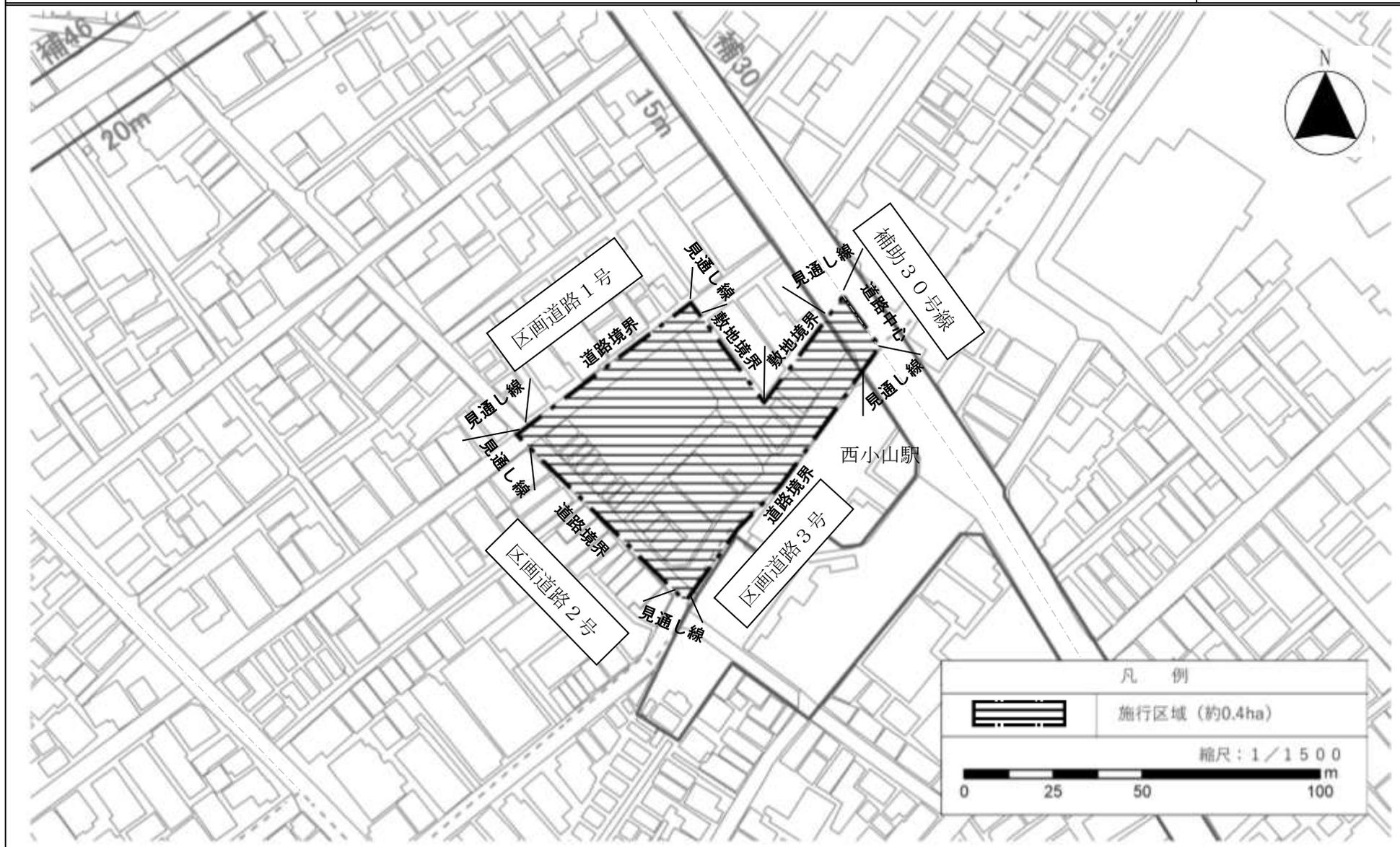
名 称		原町一丁目7番・8番地区防災街区整備事業			
面 積		約0.4ha			
公共施設の 配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		幹線道路	補助30号線	幅員 7.5m(15m) 延長 約20m	既設 防災都市計画施設 幅員は都市計画道路中心からの幅員、( )内は地区外を含めた幅員を示す。
		区画道路	区画道路1号	幅員 5.27m 延長 約60m	既設
			区画道路2号	幅員 4.36m 延長 約70m	既設
	区画道路3号		幅員 6.0 m 延長 約90m	既設 2.0m 拡幅	
公 園	公園	広場1号	約230 m <sup>2</sup>	新設	
防災施設建築物の 整備に関する計画		構 造	高 さ	配 列	備 考
		鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造による耐火建築物とする。	7m以上 36m以下	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面までの距離は、区画道路1号及び2号においては道路の中心から3m以上、区画道路3号においては道路の境界から2m以上とする。ただし、道路状の面からの高さが2.5m以上の部分に設けるひさし、戸袋、開口部の外開き部分その他これらに類するものはこの限りではない。	—
備 考		特定防災街区整備地区内			

「位置、施行区域、公共施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

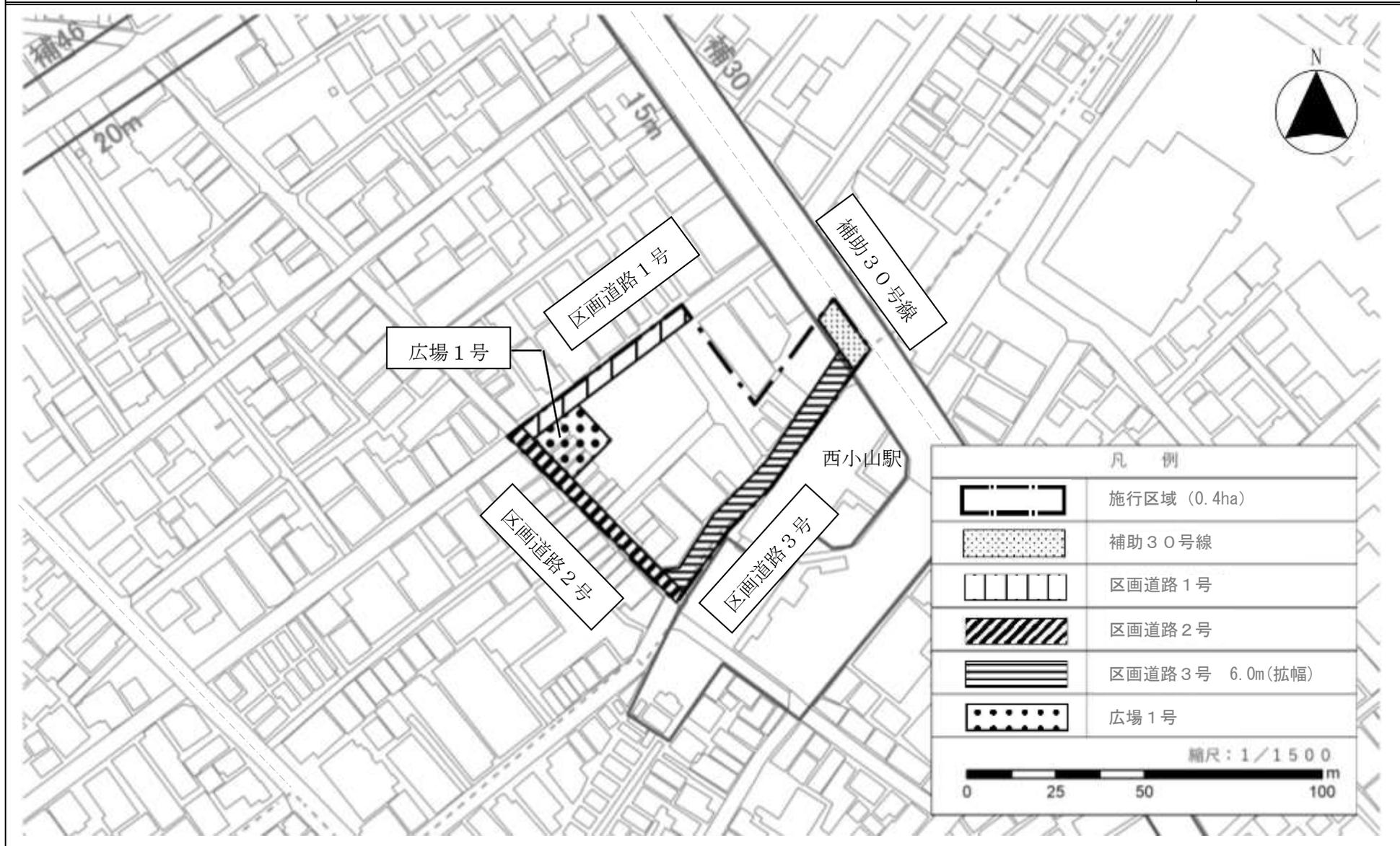
理 由： 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区整備事業を決定する。



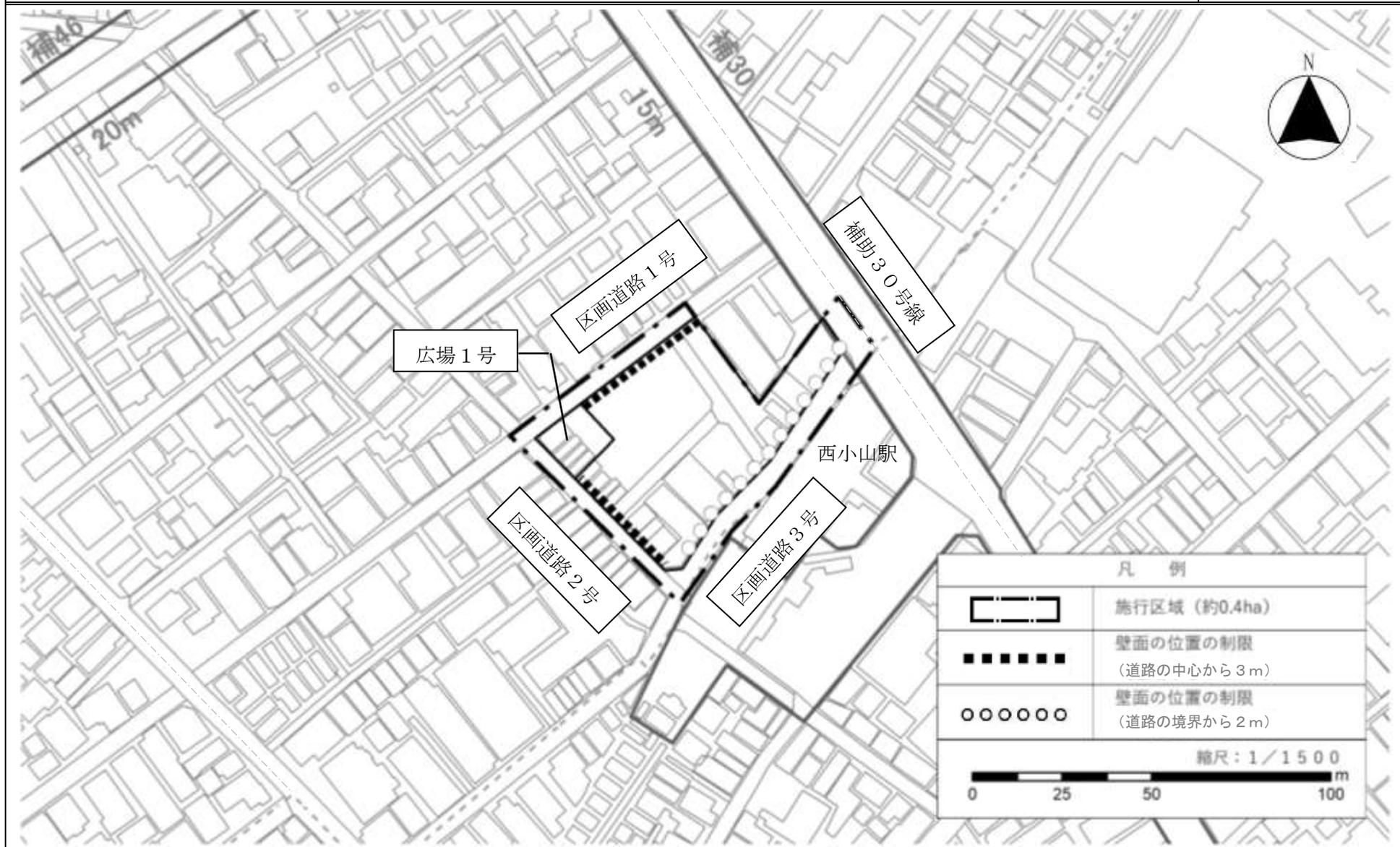
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
無断複製を禁ず。(承認番号) 31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号) 31都市基街都第65号、令和元年6月27日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
無断複製を禁ず。(承認番号)31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号)31都市基街都第65号、令和元年6月27日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
 無断複製を禁ず。(承認番号)31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号)31都市基街都第65号、令和元年6月27日



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。  
無断複製を禁ず。(承認番号)31都市基交著第39号、令和元年6月7日 (承認番号)31都市基街都第65号、令和元年6月27日